

令和8年度 小型乗用自動車賃貸借（長期継続契約）仕様書

春日部市が賃貸借を行なう小型乗用自動車に要求する仕様について、必要な事項を次のとおり定める。

なお、当該各車両の所有者は落札者とし、使用者は春日部市とする。

1 件 名

令和8年度 小型乗用自動車賃貸借（長期継続契約）

2 納車場所

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1（春日部市役所）

3 賃貸借の内容

(1) 賃貸方式

メンテナンスリース

(2) 賃貸台数

小型乗用ハイブリッド自動車 4 台

(3) 賃貸借期間

令和8年度内の車両登録日から令和15年度内の車両登録日前日までの84ヵ月間

(4) 納車日

車両の初度登録日から10日以内（土、日、祝日は除く。）

4 賃貸借の条件

(1) 運輸支局が行う検査を受け、有効な自動車車検証の交付を受けた新車であること。

(2) 当該車両には、磁石式簡易青色回転灯（以下「青色回転灯」という。）を装着する
場合があるので、予め了承しておくこととする。

なお、青色回転灯装着に関する許可等の事務手続き及びその費用負担については、
春日部市が行うものとする。

(3) 各賃貸借車両には、啓発用マグネットシート等を貼り付けることがあるので、予め
了承しておくこととする。

(4) 車両は納車前に各部の点検や整備を十分に行い、納車時に各部の動作確認ができる
ようにしておくものとする。

(5) 年間予想走行距離は、12,000kmである。

(6) 賃貸借期間満了後、車両の査定額と残存価格との精算は行わないものとし、30日
以内に所有者に車両を返納することとする。

なお、青色回転灯装着に関する許可解除等の事務手続き及びその費用負担について
は、春日部市が行ない、その後、所有者に返納するものとする。

(7) 中型自動車運転免許の範囲内で運転できる車両とする。

(8) 賃貸人は、車両納車日前に次の書類を春日部市に提出することとする。

ア 車検証の写し、自賠責保険証の写し（各1部）

イ 納車車両に関する全てのカタログ（各1部）

5 賃貸借車両の基本的な仕様

賃貸借する各車両の自動車の種別や用途等については、別紙のとおりとする。また、装備品については、次項のとおりとする。

6 標準装備品

選定した車両のグレードに応じた標準装備品が具備されていることとする。

7 追加装備品

追加装備品として、次に掲げるものを具備するものとする。また、セットでの販売等により、各々を単品で購入するよりも安価な場合は、セットでの販売等によるものを選定することとする。

ただし、装備・装着が不可能な場合は、この限りではない。

(1) 外 装

ア UVカットガラス（フロントウインドウ、フロント両側ドアウインドウ）

イ UVカットプライバシーガラス（上記「ア」以外の部分）

※ メーカー仕様に無い場合は、UV&IRをカットするフィルムを貼ること。

ウ サイドバイザー（取付け可能なドアウインドウ全てに装着）

エ マッドガード（前輪、後輪計4箇所）

オ ナンバーフレーム（前、後計2枚）

(2) 内 装

ア フロアマット（車種に応じたスタンダードタイプ）

イ トランクマット（車種に応じたスタンダードタイプ）

ウ 時計付きAM/FMカーラジオ

※ メーカー仕様に無い場合は、ナビゲーションシステムと一体型のものでもよいこととする。ただし、この場合においては、テレビ受信アンテナとの結線は行わず、テレビ受信ができないようにすることとする。

エ DC12V電源ソケット（シガーソケット）

オ インテリジェントキー

(3) 安 全 性

ア ドライブレコーダー（前方、後方ともに撮影可能なもの）

イ SRSエアバック（運転手席、助手席の前2席に装備）

ウ 防眩ルームミラー

エ アンチロックブレーキシステム（ABS）

オ 衝突被害軽減ブレーキ（AEB装置）

(4) そ の 他

ア ワックス掛け不要処理（納車時に車両メーカーが施工したものでよい。）

イ スペアタイヤ

※ 設定が無き場合、又は装着しようとした場合、内装を改装しなければならないときは、パンク修理キットでよいこととする。

ウ タイヤチェーン（合金鋼製）

エ 市章等を車体に貼付けして納車するものとする。

仕様書で指定した車両の運転手席側ドア及び助手席側ドアの各1箇所に、市章、

文字を貼付けるものとする。

※ 貼付ける市章等については次のとおりとし、デザインや大きさ、貼付け場所、その他詳細については別途協議するものとする。

市 章：春日部市章

文 字：漢字+英語「春日部市 KASUKABE CITY」

字体・色：「春日部市章基本デザインシステムマニュアル」に基づく

材 質：粘着剤付き塩化ビニルフィルムシート

オ タイヤ交換用工具（ジャッキ含む。）、三角表示板

8 環境への配慮対応

- (1) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づき定められている 2022 年度燃費基準以上の達成車とする。
- (2) 国土交通省の「自動車の内燃機関から排出されるガス（排出ガス、排気ガス、排気）に含まれる有害物質の量の規制（自動車排出ガス規制）」の平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル以上の車両とする。
- (3) 「使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、リサイクルし易い材料や再生された材料を使用した部品を使っている車両とする。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に適合している車両とする。

9 賃貸人が負担する経費

- (1) 車両代及び追加装備品代
- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税（期間中全額）
- (5) 自動車税（期間中全額）
- (6) 自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に掛かる費用
- (8) 継続検査
- (9) 法定点検
- (10) 使用者の過失や責任に伴わない修理（一般故障修理）
- (11) 一般消耗品（エンジンオイル及びオイルエレメント等）の交換及び補充
- (12) バッテリー交換（期間中必要数）
- (13) タイヤ交換（通常使用により磨耗した場合のタイヤ交換）
- (14) 24 時間ロードサービス

10 賃借人が負担する経費

- (1) 燃料費
- (2) 所有者の責任に伴わない修理
- (3) 運転者の故意による破損修理費用
- (4) 任意保険費用
- (5) 災害、天災等による修理費用

11 その他

- (1) 賃貸借料の支払いについては、月額払いとする。請求書は、賃貸借車両の使用月の翌月 10 日までに春日部市役所財務部管財課あてに送付するものとする。
- (2) 賃貸借車両の車検、法定点検・整備等のメンテナンスを行う際には、春日部市内の整備工場に極力持ち込むこととする。
- (3) 賃貸借車両に不具合が生じた場合は、速やかに代替え車両を無償で貸出せるように体制を整えるものとする。
- (4) 賃貸人は道路運送車両の保安基準に関する不具合(リコール)の情報を得たときは、速やかに賃借人に連絡をし、修理等の手続き方法について助言することとする。
- (5) 道路運送車両法等の関係法令に違反しないこと。
- (6) 次に掲げるような不測の事態の発生が原因で、サプライチェーンへの影響があり、賃貸借開始日(車両登録日)に遅延が生じる場合は、賃貸借期間の変更や仕様内容の変更等について所有者(賃貸人)と使用者(賃借人)とで協議して定めるものとする。
 - ア 自然災害(地震や洪水など)
 - イ 不慮の事故(部品工場の爆発や火災など)
 - ウ 感染症などの感染拡大
 - エ 治安情勢などの変化
- (7) 本仕様書に記載されていない事項について疑義や不明等が生じた場合は、所有者(賃貸人)と使用者(賃借人)とで協議して定めるものとする。

小型乗用自動車の仕様

項目	内容
自動車の種別	小型
用途	乗用
車体のタイプ	コンパクト
車体色	白（ホワイト系）
総排気量	1,000cc超～1,500cc以下（ハイブリッド）
年式	令和8年又は令和9年式（入札時最新型・新車）
乗車定員	5名
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
変速機	オートマチック（CVT及びAGSでも可）
駆動方式	2輪駆動（前輪駆動又は後輪駆動）
操舵装置	右側ハンドル車
参考車種	ニッサン ノート X
その他	・ 市章、文字の貼付け有り